

各国及び日本の危険有害業務に係る規制の状況

	I L O 条約（第18 3号）	イギリス	ドイツ	フランス	E U	日本
		妊娠婦リスク評価	妊娠婦一律就業禁止 タイプ	女性一般一律就業禁 止タイプ	妊娠婦リスク評価+ 就業強制禁止タイプ	女性一般一律就業禁 止タイプ
危険有害業務 一般	妊娠婦について、母 又は子の健康に有害 な業務に就くことを 強制されないことを 保障	母性に関するリスク 評価を行い、これが 明らかになった場 合、リスクを回避す るために必要な措置 を講じる	妊娠婦について、過 酷な肉体労働等一定 の業務の就業を禁止	女性一般について、 体力の限界を超える 等の一定の業務の就 業を禁止 (さらに妊娠婦につ いて一定の就業制限 あり)	妊娠婦について、リ スクがあると考えら れる業務について、 評価を行い、これが 明らかになった場合 は業務転換等の措置 を講じる	女性一般について、 妊娠、出産に係る機 能に有害である一定 の業務の就業を禁止 (さらに妊娠婦につ いて一定の就業制限 あり)
重量物	(勧告において、重 量物取扱い業務を妊 娠婦に有害な業務の 一つとして挙げてい る)		妊娠婦について、一 定重量以上の重量物 を取り扱う業務の就 業を禁止	女性一般について、 一定重量以上の重量 物を取り扱い業務の就 業を禁止 (取扱いの形態によ り、制限重量は異な る)		女性一般について、 一定重量以上の重量 物を取り扱う業務の 就業を禁止 継続作業 20キロ 断続作業 30キロ
有害物質	(勧告において、有 害な化学的因子にさ らされる業務を妊娠 婦に有害な業務の一 つとして挙げてい る)		妊娠婦について、鉛 等にさらされる業務 の就業を禁止	女性一般について、 一定の有害物質にさ らされる業務の就業 を禁止	妊娠婦について、鉛 等にさらされる業務 に就くことを強制さ れない	女性一般について、 一定の有害物質が発 散する場所での就業 を禁止